

「認可保育所等設置支援事業の実施について」新旧対照表

改正案	現行
<p>別添 1～6 略</p> <p>別添 7</p> <p style="text-align: center;">保育環境改善等事業実施要綱</p> <p>1 事業の目的 駅前等の利便性の高い場所にある既存の建物を活用した保育所、認定こども園、家庭的保育事業所又は小規模保育事業所（以下、「保育所等」という。）の設置や障害児を受け入れるための改修等により、保育所等の設置促進及び保育環境の改善を図り、もって待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができる体制整備を行うことを目的とする。</p> <p>2 実施主体 (1) 3の(1) および(2) (ただし、④を除く。)の実施主体は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)又は市町村が認めた者とする。 なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。 (2) 3の(2)の④ ① 保育所、幼保連携型認定こども園及び地域型保育事業を対象とする場合 実施主体は、市町村が認めた者とする。 ② 認可外保育施設を対象とする場合 実施主体は、都道府県又は市町村が認めた者とする。 ③ <u>新型コロナウイルス感染症対策として行う事業</u> <u>ア 保育所、幼保連携型認定こども園及び地域型保育事業を対象とする場合</u> <u>実施主体は、市町村又は市町村が認めた者とする。</u> <u>なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。</u> <u>イ 認可外保育施設を対象とする場合</u> <u>実施主体は、都道府県又は市町村（以下、「都道府県等」という。）若しくは都道府県等が認めた者とする。</u></p> <p>3 事業の内容 (1) 基本改善事業 略 (2) 環境改善事業 利用児童にとっての保育環境の改善を図るため、既存施設の改修等を行う事業で次に掲げるものとする。 ①～③ 略 ④ 安全対策事業 安全対策として、睡眠中の事故防止対策に必要な機器の購入、<u>新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、都道府県等が保育所等に配布する子ども用マスク、消毒液等の卸・販社からの一括購入等や保育所等の消毒等</u>を行う事業 ⑤～⑦ 略</p> <p>4 対象事業の制限 (1) 略 (2) 本事業の実施については、1施設につき1回限りとする。(ただし、障害児受入促進事</p>	<p>別添 1～6 略</p> <p>別添 7</p> <p style="text-align: center;">保育環境改善等事業実施要綱</p> <p>1 事業の目的 駅前等の利便性の高い場所にある既存の建物を活用した保育所、認定こども園、家庭的保育事業所又は小規模保育事業所（以下、「保育所等」という。）の設置や障害児を受け入れるための改修等により、保育所等の設置促進及び保育環境の改善を図り、もって待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができる体制整備を行うことを目的とする。</p> <p>2 実施主体 (1) 3の(1) および(2) (ただし、④を除く。)の実施主体は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)又は市町村が認めた者とする。 なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。 (2) 3の(2)の④ ① 保育所、幼保連携型認定こども園及び地域型保育事業を対象とする場合 実施主体は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)が認めた者とする。 ② 認可外保育施設を対象とする場合 実施主体は、都道府県又は市町村が認めた者とする。</p> <p>3 事業の内容 (1) 基本改善事業 略 (2) 環境改善事業 利用児童にとっての保育環境の改善を図るため、既存施設の改修等を行う事業で次に掲げるものとする。 ①～③ 略 ④ 安全対策事業 安全対策として、睡眠中の事故防止対策に必要な機器の購入等を行う事業 ⑤～⑦ 略</p> <p>4 対象事業の制限 (1) 略 (2) 本事業の実施については、1施設につき1回限りとする。(ただし、障害児受入促進事</p>

業を除く。)

なお、災害等やむを得ない事情により再び同様の事業を実施する場合はこの限りではない。

(3) ~ (4) 略

(5) 安全対策事業の実施に当たり、対象施設等については、「保育所等における事故防止推進事業の実施について」(平成31年2月13日子発0213第1号)の別紙に定める「保育所等における事故防止推進事業実施要綱」に準じて行うこと。

なお、新型コロナウイルス感染症対策として安全対策事業を実施する場合は、公立公営の施設、事業所についても、対象とする。

(6) ~ (10) 略

5 費用 略

業を除く。)

(3) ~ (4) 略

(5) 安全対策事業の実施に当たり、対象施設等については、「保育所等における事故防止推進事業の実施について」(平成31年2月13日子発0213第1号)の別紙に定める「保育所等における事故防止推進事業実施要綱」に準じて行うこと。

(6) ~ (10) 略

5 費用 略

